

地域計画について

今後、高齢化や人口減少が進行することに伴って、耕作放棄地が拡大するなど、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されるため、農地が利用されやすくなるよう農地の集約化等に向けた取り組みを加速化することが、全国的な課題となっています。

このため、国は農業経営基盤強化促進法等を一部改正（令和5年4月1日施行）し、これまでの「人・農地プラン」を「地域計画」として策定することを法律に規定しました。「地域計画」とは市が策定する将来の農地利用の姿を明確化した計画で、農業者や関係機関（市、農業委員会、JAなど）を交えた地域の話合いにより将来を見据え、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかをまとめたものです。

花巻市では、人と農地の問題を解決するため、平成24年から地域の話し合いにより地域農業の未来の設計図である「人・農地プラン」を作成・実践してきましたが、今般の法改正に対応し、「地域計画」へ移行（令和6年4月1日策定）しました。

なお、花巻市では、各農家組合の話し合いにより作成されたJAいわて花巻の集落営農ビジョンを取りまとめ、「地域計画」を作成しております。

※今後地域計画は、必要に応じて定期的に内容を変更してまいります。

花巻市における地域計画の区域

- ・農業振興地域内の農用地区域(農地、採草放牧地、農業用施設用地)を地域計画区域に指定しております。

※今後、地域計画区域内の土地において、農用地区域からの除外（農振除外）や農地転用を行う場合は、あらかじめ地域計画区域から除外しておく必要があります（詳細は裏面）。

地域計画に登載された「農業を担う者」について

- ・「農業を担う者」は地域の話し合いにより地域計画にリストアップされた担い手のことで約1,500名が名簿に登載されています。
- ・国や県などの補助事業の中には、地域計画に「農業を担う者」として登載されることを要件としているものがあります。今後、補助事業の活用を希望する意欲のある担い手が出てきた際などは、定期的に「農業を担う者」に追加してまいります。

※「農業を担う者」への登載は、あくまでも補助事業に採択される要件の中の1つとなっております。事業によっては、採択のために満たすべき他の要件がある場合がございますのでご留意ください。

①農地の貸借・売買について

地域計画移行後は、農用地利用集積計画により貸借や売買を行う「利用権設定等促進事業」が農地中間管理事業に一本化されます（利用権設定等促進事業が使えなくなります）。

今後、花巻市で農地の貸借・売買を行うには、以下の2つの方法となります。

1. 農地法第3条に基づく許可申請
2. 農地中間管理事業

②農振除外や農地転用許可について

地域計画区域内の土地において、「農用地区域からの除外（農振除外）」や「農地転用」を行う場合、あらかじめ地域計画区域から除外する必要があります。

地域計画区域からの除外の際は、事前に農用地区域からの除外（農振除外）や農地転用許可が見込めるかを担当に確認いただいたうえで御相談いただきますようお願いいたします。手続きの詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

※地域計画区域除外（農振除外、農地転用）を御検討される際は、必ず事前相談をお願いいたします。相談は随時受け付けております。

【お問い合わせ先】

（地域計画全般） 農林部農政課地域農業推進室 [TEL:0198-23-1400](tel:0198-23-1400)

（農地中間管理事業） （一社）花巻農業振興公社 [TEL:0198-29-4171](tel:0198-29-4171)

（農地の貸借・売買、農地転用） 農業委員会事務局 [TEL:0198-24-7911](tel:0198-24-7911)

（農振除外） 農林部農政課農政係 [TEL:0198-23-1400](tel:0198-23-1400)